

(削る)

(削る)

③・④ (略)  
(7) (略)

- (5) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算について  
2の⑧を準用する。
- (6) 注7の取扱い  
2の⑨④を準用する。
- (7) 注8の取扱い  
2の⑩を準用する。
- (11)～(14) (略)
- (12) 認知症加算について  
小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5⑩を参照すること。
- (13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について  
5⑪を準用する。
- (14) 若年性認知症利用者受入加算について  
3の2⑯を準用する。
- (15) 栄養アセスメント加算について  
3の2⑰を準用する。
- (16) 栄養改善加算について  
3の2⑲を準用する。
- (17) 口腔・栄養スクリーニング加算について  
3の2⑩を準用する。
- (18) 口腔機能向上加算について  
3の2⑳を準用する。
- (19) 退院時共同指導加算について

口 訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないので、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それを1回とし、計2回として算定すること。

②・③ (略)

- (4) (略)
- (5) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算について  
2の⑤を準用する。
- (6) 注7の取扱い  
2の⑥④を準用する。
- (7) 注8の取扱い  
2の⑦を準用する。
- (8)～(11) (略)
- (12) 認知症加算について  
小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5⑦を参照すること。
- (13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について  
5⑧を準用する。
- (14) 若年性認知症利用者受入加算について  
3の2⑯を準用する。
- (15) 栄養アセスメント加算について  
3の2⑰を準用する。
- (16) 栄養改善加算について  
3の2⑲を準用する。
- (17) 口腔・栄養スクリーニング加算について  
3の2⑩を準用する。
- (18) 口腔機能向上加算について  
3の2⑳を準用する。
- (19) 退院時共同指導加算について